

3.1.2 河川工事の目的，種類及び河川管理施設の機能の概要

(1) 仁賀ダム

仁賀ダムは，洪水調節及び流水の正常な機能の維持を目的として建設します。

洪水調節は，仁賀ダム地点において，既往最大規模となった昭和42年7月洪水相当の降雨により発生する流量 $95\text{m}^3/\text{s}$ のうち， $70\text{m}^3/\text{s}$ を調節し，新庄地点の流量 $420\text{m}^3/\text{s}$ を $350\text{m}^3/\text{s}$ に低減させ，下流の河川改修とあいまって，家屋連担地区を洪水氾濫から防御します。

また，賀茂川の流水の正常な機能を維持するため，昭和42年程度の渇水に対応するものとし，新庄地点において，かんがい期は概ね $0.51\text{m}^3/\text{s}$ ，非かんがい期は概ね $0.34\text{m}^3/\text{s}$ を，仁賀ダムからの補給により確保します。

なお，ダムの建設にあたっては，法面緑化等を施すほか，騒音・振動を極力抑えることや濁水を下流へ流さない等の対策をとることにより工事中の影響をできるだけ小さくします。また，貴重種・史跡等が確認された場合には学識者等の意見を参考に必要に応じて対策を講じます。

表-3.1 仁賀ダム諸元

項目	諸元
目的	洪水調節，流水の正常な機能の維持
形式	重力式コンクリートダム
堤高	約 50 m
堤頂長	約 156 m
集水面積	約 10.50 km ²
湛水面積	約 0.24 km ²
総貯水容量	約 271 万m ³

流量配分図，仁賀ダム湛水区域図，平面図及び越流部断面図を図-3.2(1)～図-3.2(5)に示します。

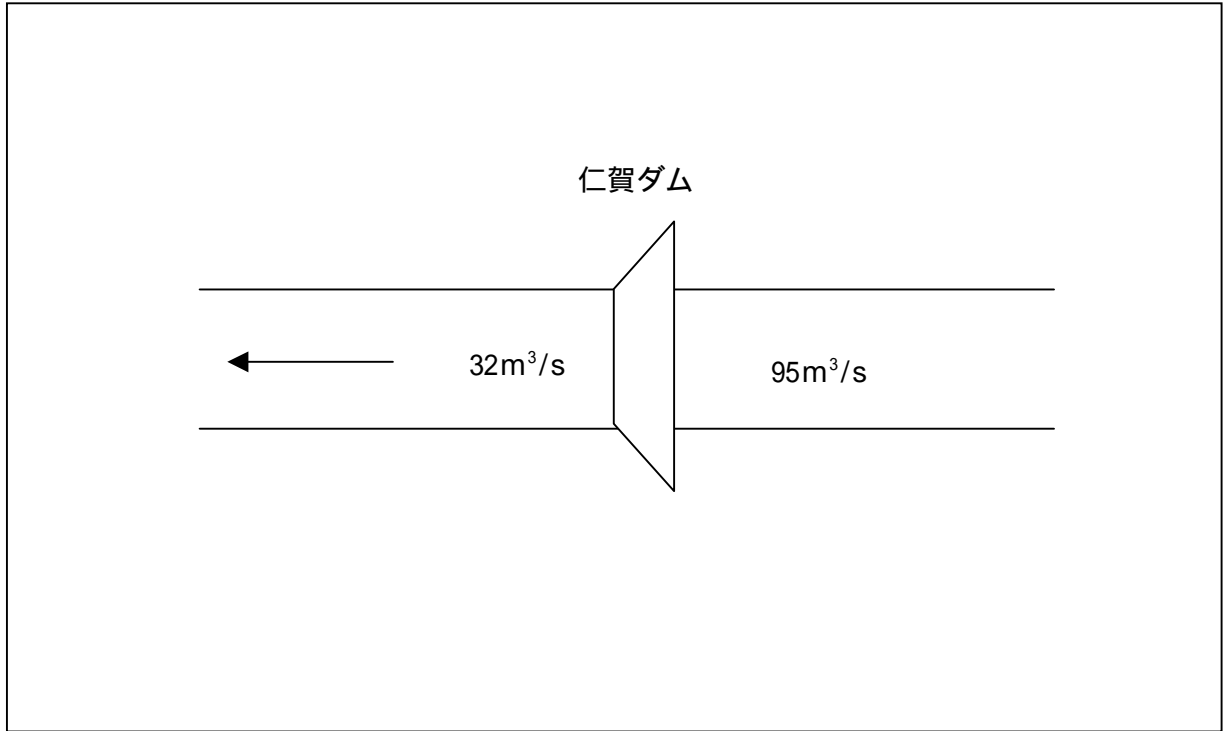


图-3.2(1) 計画高水流量配分图



图-3.2(2) 湛水区域图

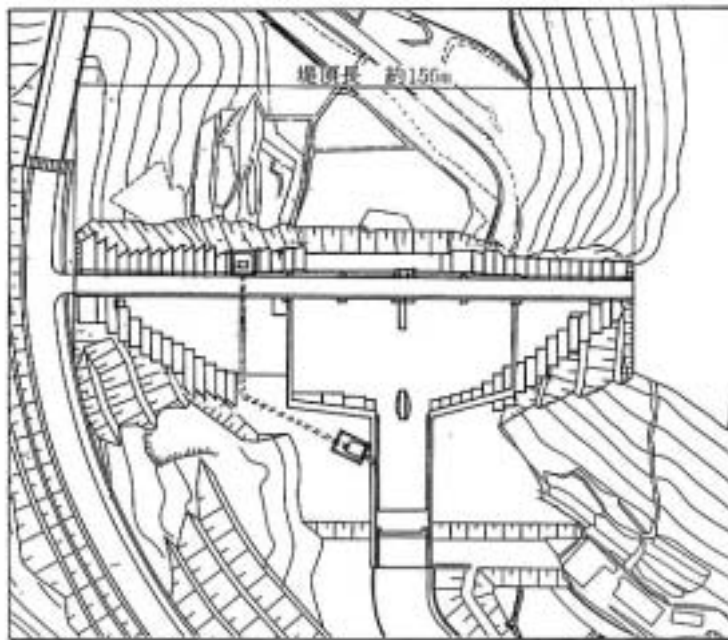


図-3.2(3) 仁賀ダム平面図

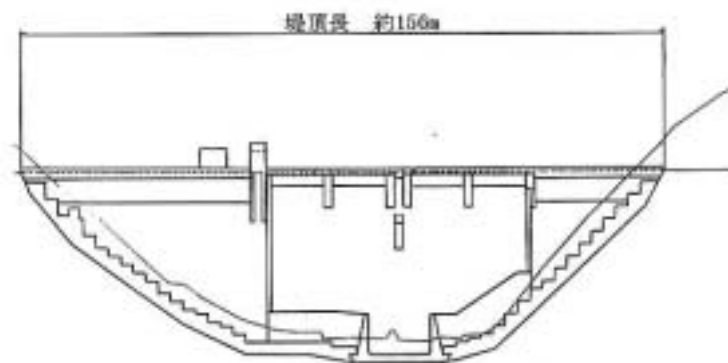


図-3.2(4) 仁賀ダム下流面図

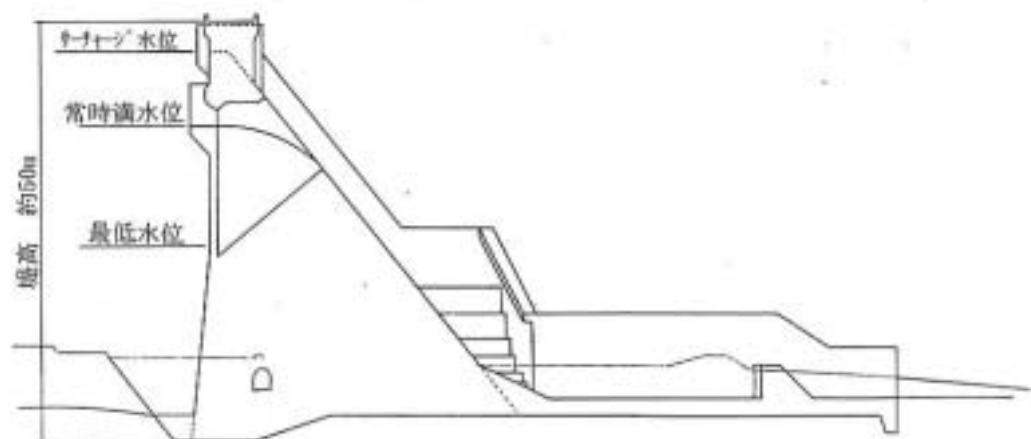


図-3.2(5) 仁賀ダム横断面図

(2) 賀茂川河川改修

賀茂川は、仁賀ダム調節後の洪水流量を安全に流下させること、また、異常な高潮から防御することを目的に河川改修を実施します。

河川改修区間は、流下能力が不足している河口から葛子川合流点までの8.2kmの区間とします。

河口から本^{ほんわたり}渡橋の間は、大幅な引堤を伴うことのないよう、河床掘削を行い必要な断面を確保します。また、JR 呉線より下流の地盤は、軟弱な砂質土層のため、地震時に液状化を起す恐れがあるととも、この区間は天井川で、洪水・高潮時には漏水が見られることから、液状化及び漏水防止策を行います。

本渡橋より上流区間については、引堤及び河床掘削により必要な断面を確保することを基本とします。

なお、河川改修においては、河岸形状は2割勾配とし、現状の河床形状の復元、法面の緑化など、動植物の生息・生育に配慮したものとします。また、既設の取水堰の改修は、魚類等の遡上、降下の妨げにならないような構造を採用します。

流量配分図、平面図、縦断面図及び横断面図を図-3.3(1)～図-3.3(4)に示します。

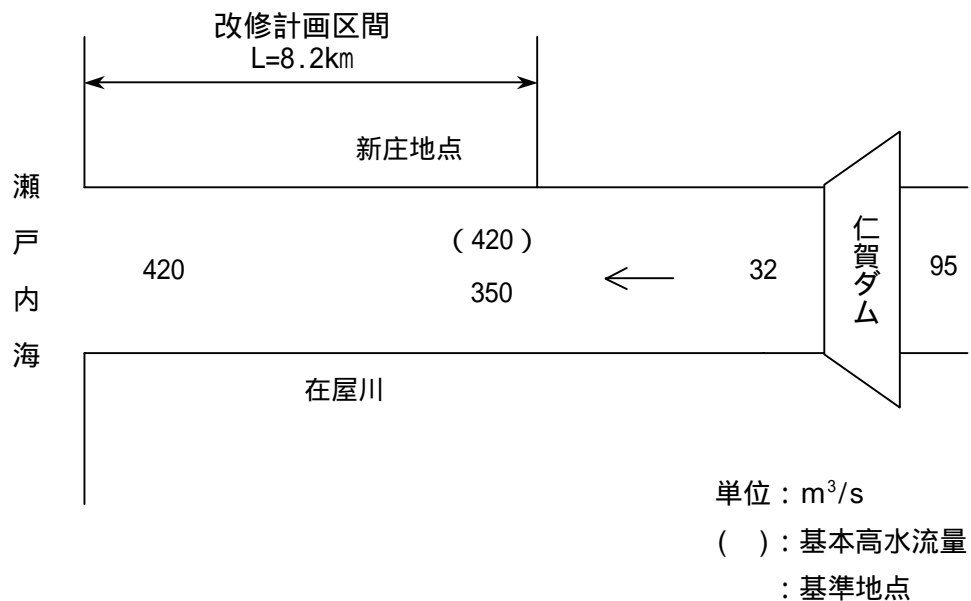


図-3.3(1) 賀茂川計画高水流量配分図

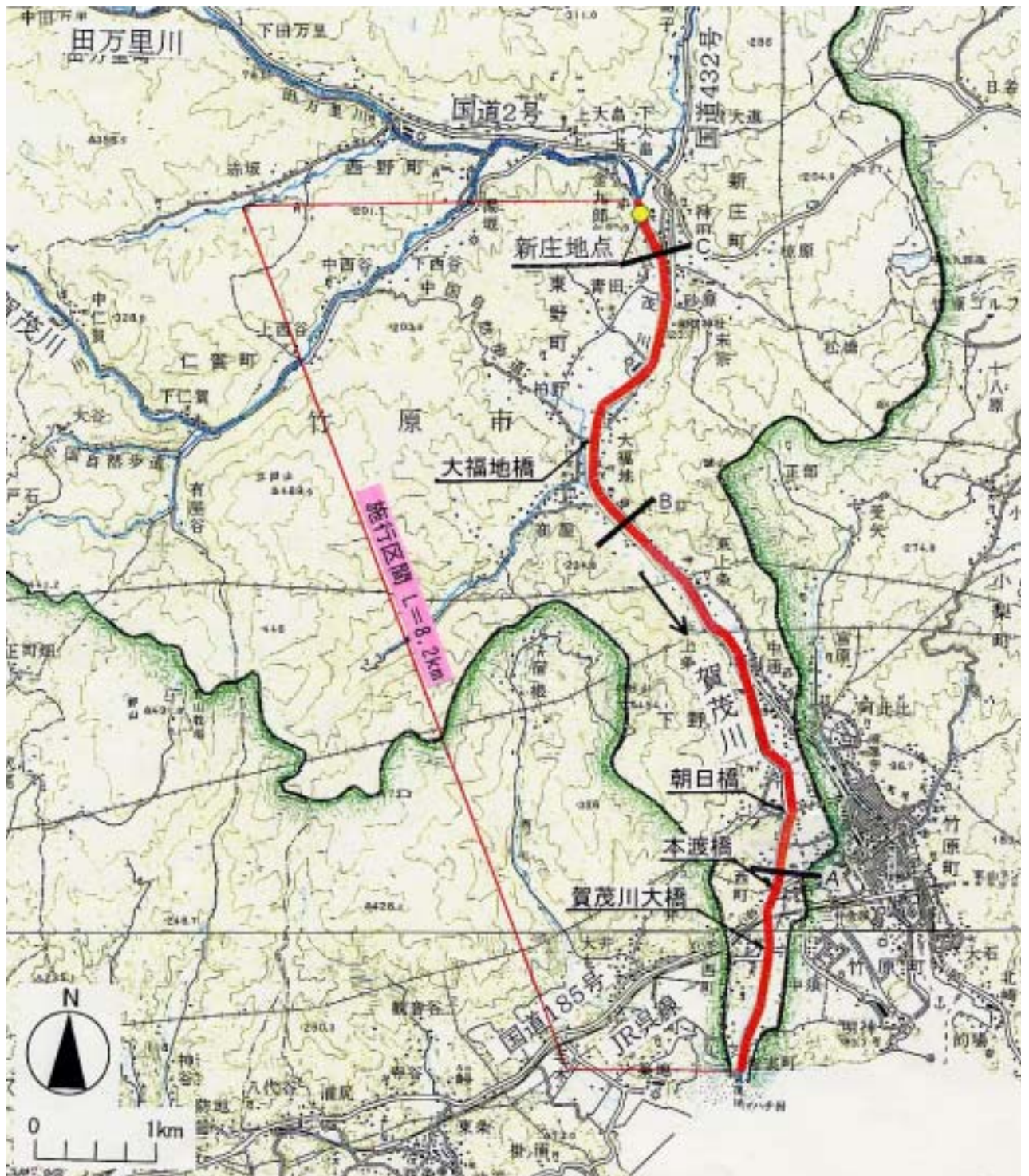


図-3.3(2) 賀茂川平面図

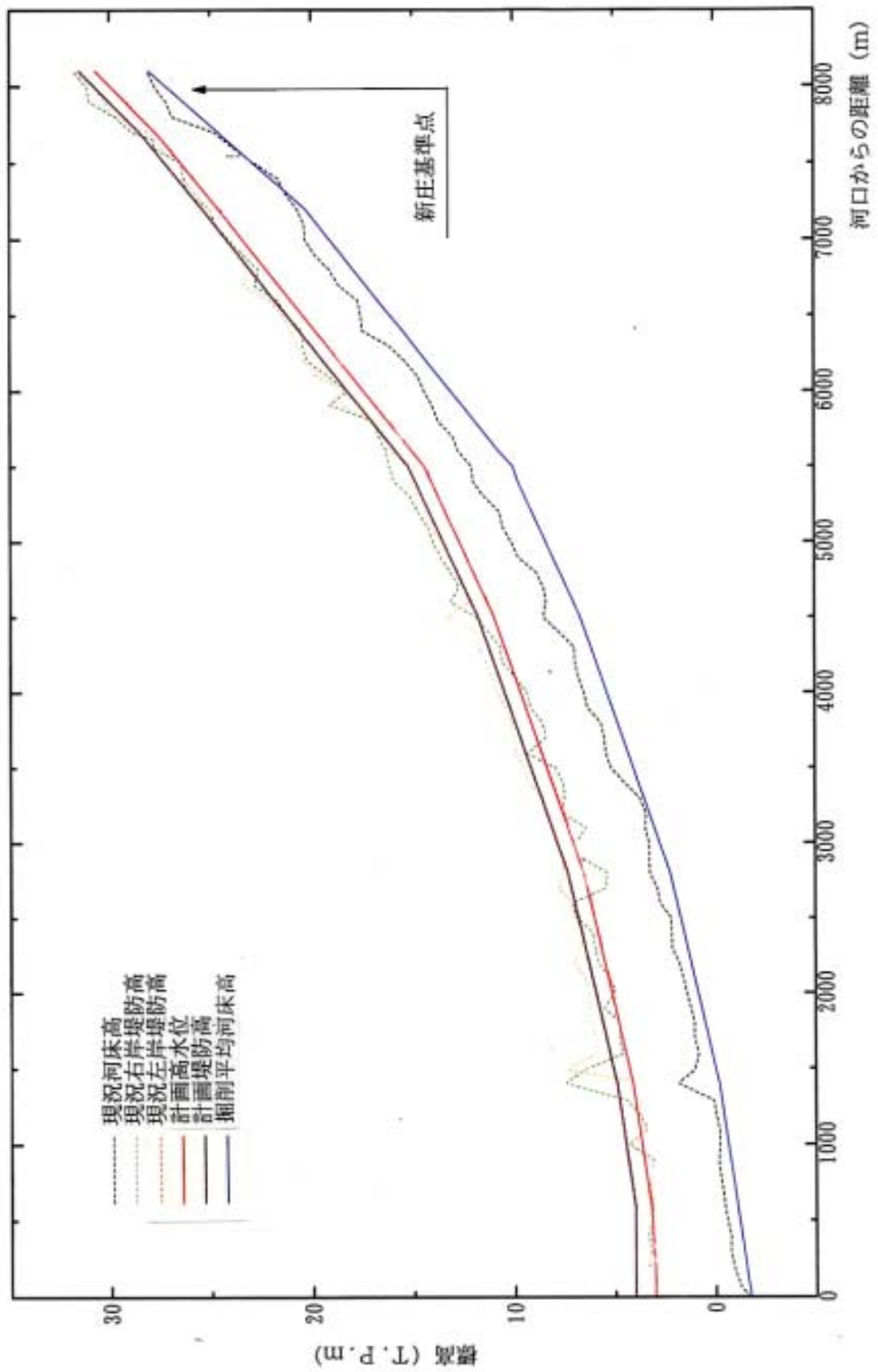
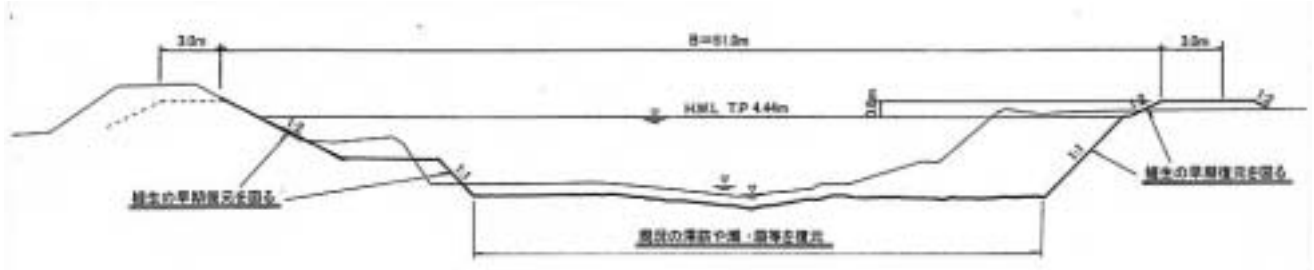


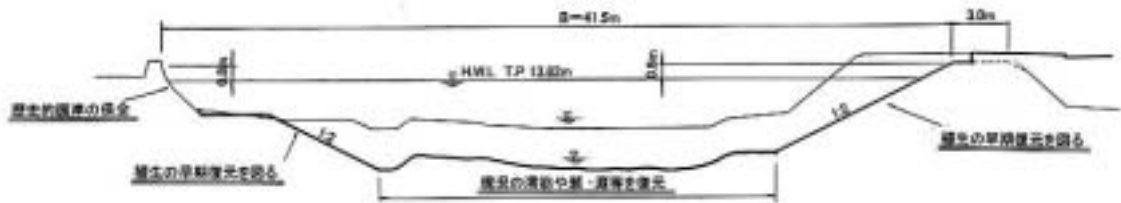
図-3.3(3) 賀茂川縦断面図

賀茂川 横断面図

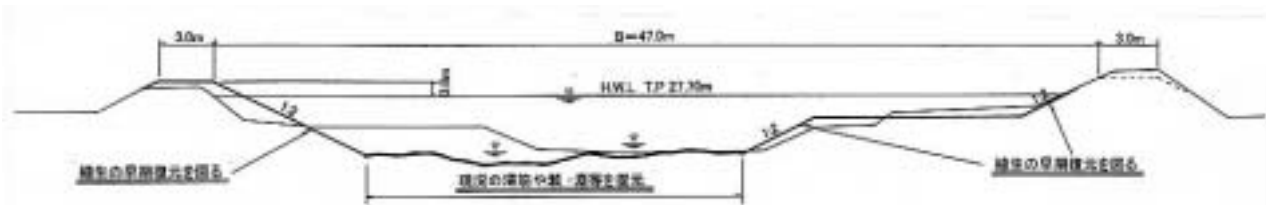
A 本渡橋より 100m 下流



B 水の口橋より 200m 下流



C 金九郎橋より 400m 下流



凡 例	
—	: 現況の川の形
—	: 整備を行う形

断面図は、上流から下流を眺めたときの形状です。

図-3.3(4) 賀茂川横断面図

3.2 河川の維持の目的，種類及び施行の場所

3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は，地域の特性を踏まえつつ，洪水による被害の防止，河川の適正な利用，流水の正常な機能の維持，河川環境の整備と保全がなされるよう総合的に行います。

3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

河川の維持の施行場所は，賀茂川流域で広島県が管理する全区間とします。

(1) 河道の維持

長期の間にまたは出水により土砂が堆積し，治水上支障となる場合は，環境面も配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また，出水による河床低下により，護岸等構造物の基礎が露出すると災害の原因になるので，早期発見に努めるとともに，河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

(2) 護岸，堤防等の維持

護岸，堤防等の河川管理施設については，法崩れ，亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに，河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

(3) ダムの維持

ダム本体について変形量及び漏水等の測量を行います。また，観測設備，警報設備及び放流設備についても定期的な点検を行い，その機能の維持管理に努めます。

貯水池についても巡視及び堆砂測量等を行います。なお，流木や異常堆砂等により，貯水機能に支障を来たす場合は，その撤去や浚渫など必要な処理を行います。

(4) 植生の維持

良好な河川環境を保全するため，必要箇所の草刈りや樹木の管理を地元住民と協力し実施します。

(5) 濁水流出の防止

ダム建設工事中及び河川改修時に発生する濁水については，動植物の生息・生育環境，河川景観等への配慮から，これを防止または軽減するよう努めます。